

1. 本論文の目的と構成

戦国・織豊期（十六世紀後半）の日本は、地域権力が割拠する状況から登場した織田信長・豊臣秀吉により「天下統一」が達成された、日本史上の一大画期であることはいうまでもない。そのため、これまで数多くの研究が積み重ねられてきており、その成果も実に多岐にわたっている。当該期研究の著作も、研究書のみならず一般向けのものまで含めると実に膨大に存在している。しかし、「天下統一」がどのような政治過程を経て達成されたのか、その社会的背景とは何だったのかについては、豊富な当該期研究のなかでもあまり検討されていないのが実情である。

織豊政権による全国統一過程の研究は、渡辺世祐氏や田中義成氏などによって戦前においてすでに始まっており、多くの基礎的事実と「天下統一」へと至る基本的な政治過程が解明された。これらの成果は、現在でもなお参照すべき点が多い重要なものとなっている。

しかし、戦後においては、織豊政権論、戦国大名論それぞれの研究が進展したものの、その権力構造や社会経済史的側面が重点的に研究されたため、政治史研究自体が停滞し、戦前の成果を越えるものは登場しなかった。一方、北条氏を中心とした東国戦国大名研究の進展を受けて、織豊政権と東国との関係に注目した研究も徐々に登場した時期であった。

そうした流れを受けつつ、七〇年代後半から八〇年代にかけて登場したのが、藤木久志氏の「惣無事令」論であった。この「惣無事令」論により、全国統一過程の研究は飛躍的に進展することになったのである。

藤木氏は、大名間による領土協定＝国分および戦国社会の不安定性を強調し、その克服を課題として境界画定・裁判権の独占・違反者への征伐等の「惣無事の趣旨・原則」に基づく「惣無事令」なる法令を全国に発令することによって統一を進めていったことを指摘し、「平和の強制」こそが政策基調であったとした。これにより、それまでどちらかという軍事制圧過程として捉えられていた豊臣政権による全国統一過程像は、大幅な見直しを迫られることになったのである。特に、戦国社会のいかなる状況に対応して豊臣政権の政策が登場し、「天下統一」へと至ったのかを考える道筋を開いたことは、今後も継承すべき重要な視点であると考えられる。

その後、それを継承する研究が数多く登場し、自治体史等の地域史研究にも多大な影響を与えている。一方で、批判的な研究も登場している。なかでも、藤田達生氏は、豊臣政権の本質は独善的・好戦的であって実際の統一過程は軍事制圧であったこと、「惣無事」は建前で実態とは峻別すべきことを指摘し、「惣無事令」の存在自体にも疑問符を付けるなど、真正面からの批判を展開した。このように、全国統一過程に関する研究は活況を呈しているようにみえるが、なお解決されるべき問題点がある。

まず、多くの先行研究に共通する問題点として、「惣無事の趣旨・原則」に基づく「惣無事令」の存在を前提として、各地の動向がそれいかに規定されていたか、逆にいかにその理念と乖離していたのか、という線上での議論に陥ってしまっている点が挙げられる。

藤田達生氏のように、法令としての「惣無事令」の存在には否定的な論者も、政策基調としての「惣無事の趣旨・原則」は建前として認め、それと実態の乖離を問題としているのである。こうした問題設定をする限り、結局は「惣無事」基調か好戦的本質か（「平和」的か軍事的か）という議論に終始することになってしまいかねない。いずれにせよ、秀吉の全国統一過程というものは、古今東西の統一権力の形成過程と同様、個別利害の追求を通じた普遍的利益の実現なのであるから、そうした議論に終始しては、全国統一過程の歴史的特質を解明する道筋は開けないものと考ええる。そのため、本論文は「平和」的か軍事的か、という議論はしない。

次に、そもそも「惣無事令」が登場した歴史的背景が不明確なまま議論が積み重ねられてきた点である。そのなかでも特に問題なのが、そもそも「惣無事令」と藤木氏によって評価されてきた一連の史料の歴史的性質を論じた研究が、ほとんどないことである。藤木氏は、戦国期国分の不安定性という社会状況から「惣無事令」登場を見通したのみで、具体的にいかなる政治過程を経て登場してきたものなのか、という点は解明されなかった。その後の研究でも、各地の政治史の解明や「惣無事令」関係史料の年代比定、「境目」地域・国分の実態解明などが行なわれているものの、周辺の議論に終始し、いずれもこの点に踏み込めていないのである。

一方で、「惣無事令」の存在に否定的で、「惣無事令」論を真正面から批判した藤田氏らにおいても、豊臣政権の軍事的な側面を強調することに主眼が置かれているため、「惣無事令」関係史料そのものの歴史的性質には言及せず、また藤木氏が課題とした豊臣政権の政策と戦国社会との接点が見いだせない論理構成になってしまっている。つまり、「惣無事令」論に肯定的か否定的かに関わらず、豊臣政権の政策が、どのような歴史過程を経て、全体の政治社会秩序とどう関連して登場したのか、という点が明らかにされていないのが現状なのである。筆者は、こうした点こそが豊臣政権の全国統一過程の歴史的性質を考えるうえでより本質的な問題であるという立場を取りたい。

こうした問題が現在に至るまで続いている原因の一つとして考えられることは、焦点となるべき天正十年前後の政治過程や社会状況の解明がなおざりにされたまま議論が進んできた点である。特に「惣無事令」はそもそも豊臣政権の対東国政策から立論されたものであるから、戦国・織豊期の東国固有の政治社会情勢のなかに位置付けて初めて正確な解釈が可能となるはずである。これまで膨大な研究が積み重ねられ、多くの事実関係が解明されているものの、こうした作業は残念ながら不十分なままである。

以上のような研究史の問題点および本論文の視角を踏まえたうえで、特に重視したい点は以下の通りである。

近年の研究では、先述したように様々な形で政治史の見直しが進められると同時に、各地において歴史的に形成されてきた地域的特性や「惣無事令」関係史料そのものの再検討を通じて、従来の「惣無事令」論の相対化を目指す動きが登場してきている。筆者もこうした研究動向を受け継ぐべきと考えているが、なかでも重要な点が二点ある。一つは、豊臣政権からの視点ではなく、東国という地域側から政権の政策を捉え直す視角である。豊臣政権の東国政策は、東国社会とは無関係なものとして突如登場したのではない。東国固有の社会状況に対応して登場し、展開されたものであるはずである。「惣無事令」や「惣無事の趣旨・原則」の存在を前提に東国政策を解釈していくような姿勢ではなく、当時の

東国固有の社会状況から政権の政策を捉えるという視点に転換することによって、初めて「惣無事令」とされてきた史料の歴史的 성격や東国政策の全体像が解明される道筋が開けてくるものとするのである。本論文では、「平和」的・軍事的両側面を含む政権の政策が、東国のいかなる政治社会情勢に対応して登場し、実施されていったのかを、戦国・織豊期という時代的特質を踏まえて明らかにしていきたい。

二つ目は、織田政権と東国との関係である。従来の戦国・織豊期東国史研究では、豊臣政権による「惣無事令」発令の画期性を強調し、織田政権の役割についてはほとんど解明されてこなかった。また、両者間の断絶を強調する研究が目立っていた。しかし、近年の粟野俊之氏や柴裕之氏らの研究によって、織田政権と東国との関係が具体的に解明され、東国史における織田政権の役割の大きさに注目が集まりつつある。そこで、本論文では、これらの研究を踏まえて、豊臣政権の政策を、織田政権からの連続性で捉え、豊臣政権の画期性を強調する従来の研究を再検討したい。それによって、これまでの織豊政権論を見直す道筋をも切り開いていきたい。

以上の問題意識に基づいて、本論文が具体的に検討課題とするものは、次の二つである。第一に、これまでの全ての議論の根本となっている「惣無事令」関係史料の根本的再検討である。第二に、第一点目を踏まえたうえで、主に天正十年前後の東国各地の政治社会情勢の具体的な検討である。その際、単に政治過程を明らかにするのみではなく、「境目」地域論や国分論に学びつつ、当時の東国独自の秩序形成のあり方にまで踏み込んで考察したい。そして、終章においてこれらの成果をまとめると同時に、近年の豊臣政権の成立過程をめぐる議論、および西国政策の研究を踏まえて、全体として東国統一過程をどう描くことができるのかについて見通したい。

なお、本論文の構成は以下の通りである（カッコ内は初出）。

序章：織豊政権の全国統一過程に関する研究史整理と課題—東国を中心に—（新稿）

第一章：戦国・織豊期東国の政治情勢と「惣無事」（『歴史学研究』第 856 号、2009 年）

第二章：「関東奥両国惣無事」政策の歴史的 성격（『日本史研究』第 572 号、2010 年）

第三章：戦国・織豊期東国の国分と地域社会—北条・徳川国分協定を中心に—（『歴史評論』716 号、2009 年）

第四章：戦国・織豊期信濃国の政治情勢と「信州郡割」（『日本歴史』738 号、2009 年）

第五章：「房相一和」と戦国・織豊期東国社会（佐藤博信編『中世東国の政治構造』岩田書院、2007 年）

第六章：戦国・織豊期上野国の政治情勢と「沼田問題」（『古文書研究』第 69 号、2010 年）

第七章：出羽国「庄内問題」再考（池享編『室町戦国期の社会構造』吉川弘文館、2010 年）

終章：本論文のまとめと今後の課題（新稿）

* 既発表論文については、必要に応じて加筆・訂正・削除している。

2. 本論文の概要

第一章と第二章は、「惣無事令」の「令書」とされてきた一連の史料の再検討を行なったものであり、本論文の土台となるものである。

第一章では、従来天正十四年（一五八六）に比定され「関東惣無事令」と藤木氏により命名された史料の再検討を通じて、豊臣政権の東国政策の歴史的特質を解明した。武田氏を滅ぼして東国に進出した織田政権は、それまでの東国における北条氏と反北条連合の対立関係を止揚し、奥羽の一部を含めた東国全体に新たな秩序を形成した。その直後に本能寺の変をきっかけに天正壬午の乱が起きたが、終結に際して徳川家康は信長在世中の秩序（「惣無事」と表現）を東国諸領主に要請することにより、事態の鎮静化を図った。しかし、その後も混乱は続き、「惣無事」とは程遠い状況が続いていたが、およそ一年後の天正十一年十月、信長の後継者として台頭してきた羽柴秀吉が、家康が東国諸領主に要請していた「関東者無事」の実現が遅れているとしてその実現を求めるに至る。そして、それを受けた家康が、北条氏に対して「関東惣無事」の件を伝えた史料が、従来天正十四年の「関東惣無事令」とされてきた史料だったことを明らかにした。さらに、その性格は、天正十年に織田政権が東国に進出したことにより形成された秩序の維持・回復を狙ったものだったことも判明した。豊臣政権の東国政策は、こうした当時の東国固有の政治社会状況に対応して登場したものなのである。よって従来のように「惣無事令」とはせず、こうした特質を持つ対東国固有の政策を「関東惣無事」政策と新たに名づけた。

第二章では、年代比定論争が続いている残りの「惣無事令」の「令書」とされる一連の史料を、第一章での検討結果を踏まえて再検討した。これまでの年代比定論争を整理して問題点を明確にしたうえで、第一章で指摘した「関東惣無事令」史料の年代と性格が変化したことを踏まえ、残りの史料群もその延長線上に位置付け直す必要性を提起した。そして小牧・長久手の戦い以後の「関東惣無事」政策の展開を、主に秀吉と家康の政治的関係の推移を中心に検討した。その結果、家康の去就が「関東惣無事」の行方を左右しており、天正十三年・十四年当時の奥羽を含めた東国諸領主もその動向に注目していたこと、そうしたなか、最終的に家康が上洛し豊臣政権に編成されたことによって、これまでの「関東惣無事」をめぐる情勢に決着が付き、豊臣政権の「関東惣無事」政策は、さらに範囲を拡大させて「関東奥両国惣無事」政策へと転換したことを指摘した。

第三章以下は、第一章・第二章での検討結果を踏まえたうえで地域ごとの政治過程を検討し、それが「惣無事」政策とどのように関連し、いかなる秩序が形成されるに至ったのかを解明したものであった。

第三章では、北条・徳川国分協定によって該当地域にいかなる秩序が形成されたのか、「関東惣無事」実現への全体の政治情勢との関係を意識しつつ、より地域社会の内実に踏み込んで検討した。家康は北条・徳川国分協定を前提に「関東惣無事」を実現しようとしたが、両者の「境目」地域となった信濃佐久郡では現地の国衆間による「郡中取合」と呼ばれた地域紛争が継続しており、それは大名レベルとは異なる次元の地域独自の「合力」関係によって支えられていたことを指摘した。そして、「郡中取合」を通じて独自の秩序が形成され、北条・徳川同盟の強化という大名レベルの方向性も絡んで、国分が完成したことを明らかにした。そして、「関東惣無事」政策は、こうした国分によって地域社会に自律的に形成された秩序を前提に展開されたものだったことを指摘した。

第四章では、従来「惣無事令的権力編成」が行なわれたとされる信濃国における秩序形

成を、当時の政治情勢を検討することから再検討した。本能寺の変後に起きた天正壬午の乱により、信濃国をめぐる北条・徳川・上杉氏が激突したが、北条・徳川国分協定の締結や秀吉・上杉同盟の成立により、秀吉・徳川・上杉氏の三者の動向に左右される状況となった。こうした新たな状況を受けて、天正十一年八月に、秀吉と家康・景勝の間で「信州郡割」と呼ばれる国分が行なわれようとしていた。しかし、秀吉と家康の関係悪化による小牧長久手の戦い勃発により頓挫し、信濃国では徳川方と上杉方で小競り合いが続いていたが、天正十四年十月に家康が上洛することにより、去就が定まらなかった木曾・小笠原・真田氏が徳川家臣となることが決定され、天正十一年以来の懸案であった「信州郡割」は完成した。「惣無事令的権力編成」ではなく、信長の東国支配の継承という方向性のなかで、景勝・家康との新たな政治的関係の変遷に基づく国分であることを明らかにした。

第五章では、これまで検討がほとんどされてこなかった北条・里見同盟である「房相一和」について、東国全体の政治情勢との関係からその実態を迫及したものである。北条氏と里見氏は長らく対立関係にあったが、天正五年に里見氏が降伏する形で同盟が締結されて以降、それまで見られた「半手」も登場しなくなり、同盟崩壊の危機も度々訪れるものの小田原合戦に至るまで継続し、地域的「平和」が達成されていたことを明らかにした。信長の時に実現した「惣無事」はこうした秩序を組み込む形で実現し、秀吉が実現を目指した「惣無事」も当初はそれを前提としたものであった。しかし、豊臣政権が確立していくなかで、結果的には小田原合戦という直接的な軍事進出が行なわれ、そうした地域の「平和」を破壊することによって「惣無事」が達成されたことを明らかにした。

第六章では、「惣無事令」適用の典型例として最も著名である上野国「沼田問題」について、北条・真田氏の対立という構図だけでなく、上方情勢も含めた東国全体の政治情勢との関係から再検討した。武田氏滅亡直後から上杉氏の影響が大きかった沼田地域は、天正壬午の乱を経て真田氏領となるが、北条・徳川国分協定により北条氏領と決定すると、真田氏は上杉氏や反北条連合と結びついて抵抗し、天正十三年末には秀吉とも直接結び付き、秀吉の対北条・徳川戦争の拠点の一つとなった。その後、家康が上洛し豊臣政権に編成されると、秀吉と北条氏の間で交渉がもたれ、北条氏は基本的には豊臣政権に編成されるに至り、「沼田問題」も豊臣大名間による領土紛争の解決という形で解決された。最終的には「北条征伐」へ至ったものの、こうした沼田地域が持つ特殊性が反映された結果、丁寧な「裁定」という形で問題が解決されたことを明らかにした。

第七章では、「沼田問題」と同じく「惣無事令」適用の典型例として知られる出羽国「庄内問題」について、その発生から解決に至る過程を検討した。従来年代が定まっていなかった関係史料の年代を定め、最上氏からの訴えにより豊臣政権が介入を始めたこと、当初は最上氏を軸にして出羽国の秩序形成を行なおうとしていたこと、それが上杉氏（本庄氏・大宝寺氏）の実力行使により覆り、上杉氏家臣大宝寺氏領と決定されたこと、しかし最終的には紛争の核となっていた大宝寺氏（本庄氏）を改易して上杉氏領に一元化することによって「平和」秩序を形成したことを明らかにした。

終章で本論文の成果と展望をまとめた。本論文により、法令としての「惣無事令」の存在が改めて否定され、「惣無事令」とされる史料が、織田政権の東国支配の維持・継続を目的として行なわれた、対東国固有の「政策」を示すものであることを明らかにした。そして、それこそが豊臣政権の東国政策の特質であることを解明した。さらに、これまで不明

確であった「惣無事」政策登場の背景に、織田政権の東国進出という事態と、それに伴い形成された後年「惣無事」と呼ばれた新たな秩序の存在があったこと、それは東国戦国社会で独自に形成された秩序を組み込みつつ成立したことも同時に解明した。秀吉の東国政策は、こうした流れのなかで展開されたものなのである。これにより、東国政策は西国政策とは論理も政策の中身も異なることが判明し、全国統一過程の全体像を再考する必要性を提起した。

また、上記の点を踏まえて、各地の政治過程や秩序形成のあり方を具体的に解明し、政治史研究全体の底上げを行なったとともに、それらと豊臣政権の政策との関係を考察した。個別の事実関係は各章で指摘したが、特に重要なのは、家康上洛により「関東惣無事」政策から「関東奥両国惣無事」政策へ段階的に変化することを指摘したこと、実際の政策は、織田信長在世時の政治的枠組みと各地域固有の政治社会情勢に規定されて個別的・時事的に展開したことの二点である。政策の基本的な方向性を確認しつつ、各地でどのような秩序が形成されるに至ったのかを具体的に解明する道筋が開かれたといえよう。

これまで織田政権は「天下統一」を間近に控えながらも果たせず未遂に終わった政権として、豊臣政権との断絶面を強調されてきた。しかし、本論文での検討結果を踏まえるならば、豊臣政権による全国統一過程の重要な前提を築いた政権としてむしろ積極的に評価すべきであり、両者の断絶面よりも連続面を捉えていくことによって全国統一過程の歴史的意義が明らかになることを指摘した。

最後に、織田政権から豊臣政権への移行とその後の展開という、中央政権の性格の変化の問題を十分組み込めなかったので、信長亡き後の「織田体制」とその終焉、豊臣政権の成立・展開過程と東国政策との関係を検討し、「惣無事令」論に代わる東国統一過程の全体像を展望した。